

「応急処置願い」提出の目的 及び 当番詰所での応急処置の流れ

クイーンズランド補習授業校ブリスベン校運営委員会

1. 「応急処置願い」提出の目的

「応急処置願い」は、応急処置の必要な幼児・児童・生徒に対して、当番が迅速かつ簡潔に
応急処置を行う参考とするために、保護者が運営委員会、保護者会へ提出するものです。
お子様一名につき一枚ご提出が必要になります。

2. 当番詰所での応急処置の流れ

(1) 保護者会は、提出された「応急処置願い」を基に「応急処置一覧表」を作成します。
(2) 当番は、応急処置が必要な幼児・児童・生徒が「応急処置一覧表」に掲載されているかどうかを確認した後、必要があれば保護者から提示された内容に沿った応急処置を行います。

(3) 未提出の場合、または当番による応急処置へ「同意しない」と回答した場合は、幼児・児童・生徒への応急処置は行わず、当番より保護者へ連絡の上、速やかに来校して頂きます。

(4) 応急処置後、当番は「応急処置報告」に記入の上、処置を受けた者が低学年（幼稚部から小 3）の場合には担任へ、高学年（小 4 から中 3）の場合には本人へ「応急処置報告」を手渡しますので、各ご家庭で処置内容をご確認下さい。

※2 枚目にご申告のうえご提出頂く書類があります。